

一般事業主行動計画



職員全員が仕事と子育てを両立させることができ、仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場環境の整備を行うため次の行動計画を策定します。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画】

- 1 計画期間
・平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間
- 2 課題
・連続休暇の取得促進
- 3 内容

○目標	リフレッシュ休暇（連続する3日間以上の休暇）の取得率90%以上
-----	---------------------------------

《 対策 》

- ・平成28年度～ 各施設より取得状況の報告を行う。
- ・次年度 前年度の取得状況の把握と促進を図る。

【次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画】

- 1 計画期間
・平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間
- 2 内容

○目標	所定外労働を10%削減する。
-----	----------------

《 対策 》

- ・平成28年度～ 勤怠管理システムにより勤務時間の把握に努める。
- ・平成28年9月～ 内部監査において時間外労働時間の把握、指導を行う。